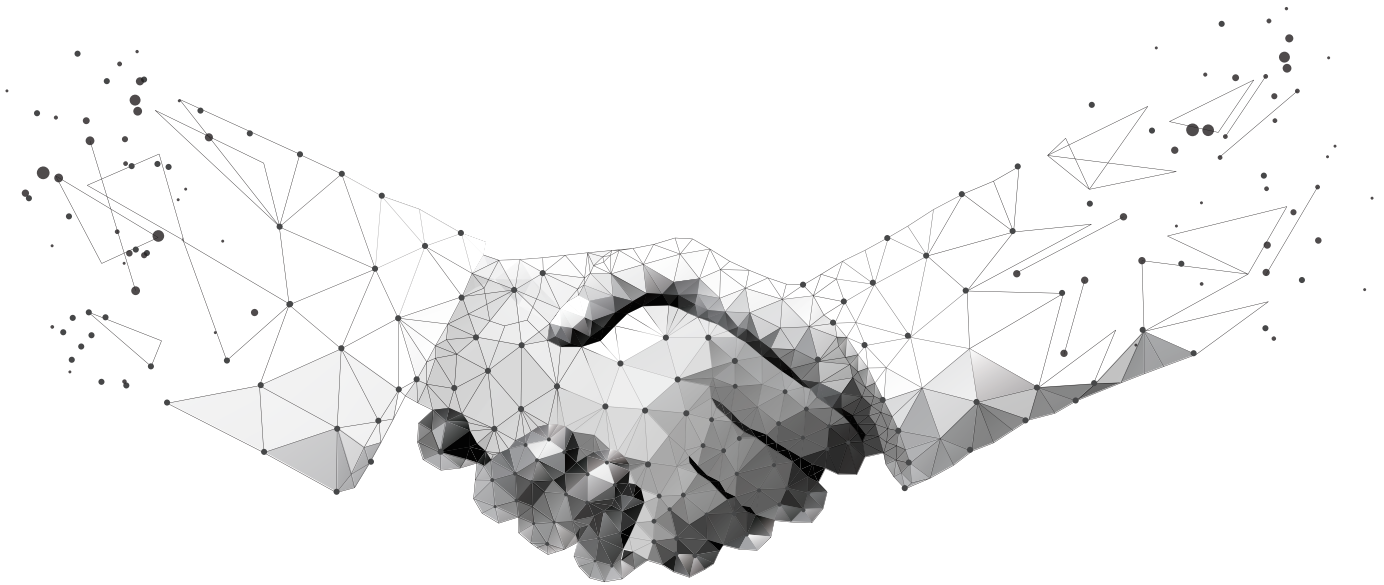


# MAC条項ポイント解説資料

不測の事態をカバーする M&A の危機回避方法とは



## 全 4 章

- 01 MAC 条項とは？
- 02 MAC 条項の期間は？
- 03 MAC 条項の実例
- 04 まとめ

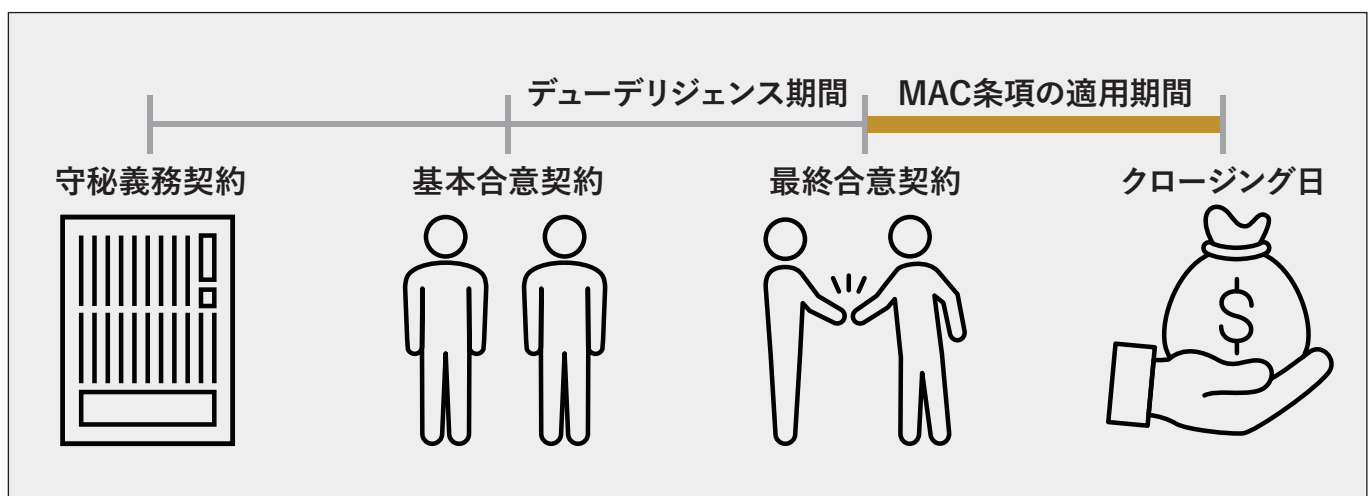
## MAC条項とは？

MAC条項とは **Material Adverse Change（重大な悪影響）** の略であり、会社の経営や財政に重大な影響を及ぼす事由が発生した場合、買い手が取引から離脱する権利を規定するなど、様々なリスクに対しての契約者間での配分の取り決めのことを指します。

米国では2001年での同時多発テロ発生以降に必要性が認識され、日本でも広まっていくこととなりました。なおMAC条項が実際に発動されるのは稀です。

## MAC条項の期間は？

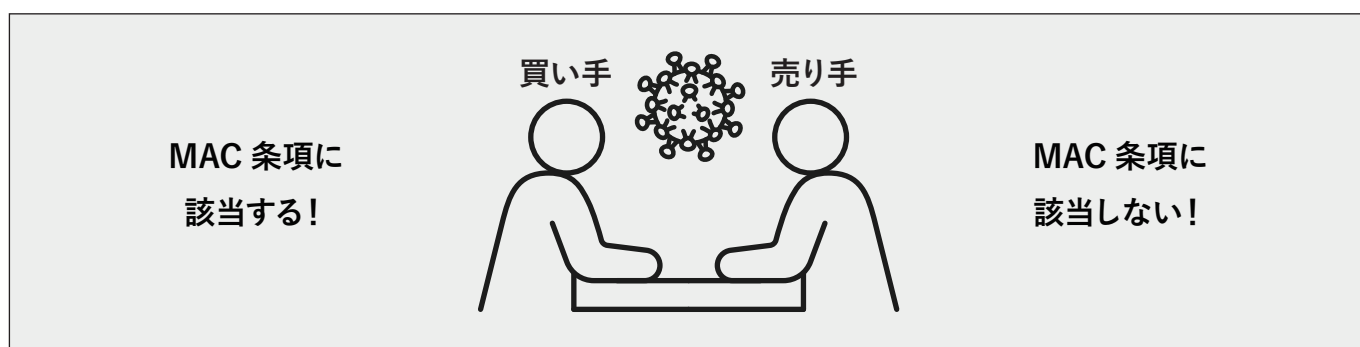
MAC条項は基本的に当事者間の **最終合意契約が行われてからクロージング日に至るまでの** リスクを保護するためにあります。クロージング以降にMAC条項に該当するような事由が発生したとしても基本的に保護されることはありません。



## MAC条項の実例

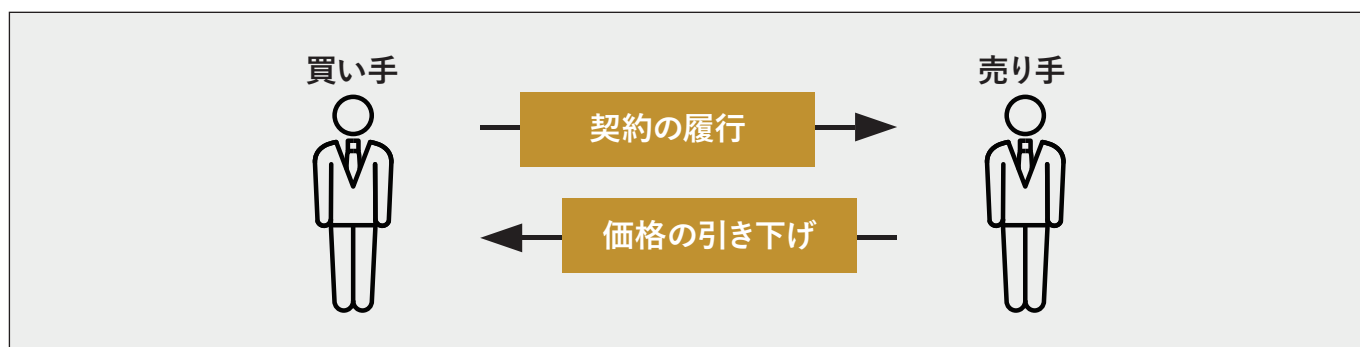
上記の通り、MAC条項が実際に発動されることは稀です。しかし、昨年のコロナ禍で大手ラグジュアリーブランド2社がM&Aを行うにあたって、MAC条項をめぐる争っていたことはご存じでしょうか？

2019年に2社の間で売買合意がされましたが、買い手側は**新型コロナウイルスが売り手企業の経営に致命的な影響を及ぼした事由である**として買収を撤回する意向を発表したのです。これに対して売り手側は「**新型コロナウイルスや社会情勢はMAC条項に該当しない**」として買い手を提訴しました。



また、売り手側は他のラグジュアリー企業と比べても経済状況は良好であったと主張し反論。それに対して売り手側も逆訴訟を行うという事態に発展しました。

ただ、最終的に両社は買収価格を引き下げることで合意することとなったのです。



ここでポイントとなってくるのはこの**MAC条項が規定されていたからこそ価格の引き下げ交渉が可能になった**という点です。MAC条項がもし規定されていなかった場合は、最終合意しているわけですから契約は履行しなければなりません。

そのため、M&Aを行うにあたって**不測の事態に対処するために最終合意契約書にMAC条項を規定することが非常に重要となります**。ただ一方で今回の事例からもわかる通り、必ずしもMAC条項によって契約を白紙撤回できるわけではないと認識しなければなりません。

## まとめ



### MAC 条項とは

最終合意からクロージング日までのリスクを保護する規定である  
不測の事態が発生した場合にリスク回避するための規定である  
MAC 条項で必ず白紙撤回できるわけではない

#### ※MAC 条項の注意点

MAC 条項によって、不測の事態に対する厳密な規定を網羅することは現実的に難しいです。まさに今回の大手ラグジュアリーブランド 2 社の M&A のようにコロナのような不足の事態に対する規定を定義することが、非常に困難だからです。

MAC 条項においては、上記 3 点がポイントとなってまいります。

経営者の皆様が M&A を行われる際に MAC 条項を有効な手段として活用され、より良い案件とするためにご活用していただければ幸いです。

今回は MAC 条項についてご紹介しましたが、経験や知識がない状態で重大な決断をしてしまうと、本来必要のないリスクを背負わされてしまいます。M&A の経験は、そう何度もあるわけではありません。だからこそ、**経営者様が M&A に関する正しい知識を身に付けていただくこと**が非常に重要です。

識学では「経営者のための M&A トレーニング」をマンツーマン形式で行っています。

只今、M&A トレーニングの無料デモ体験も実施しております。

今回のテーマに関する疑問やその他 M&A のお悩みなどお気軽にご相談できますので、後悔のない選択をしていただくためにもぜひご活用ください！

今何も知らないあなたも3ヶ月後に企業買収は実現できる！  
識学M&Aトレーニング無料体験実施中



お申し込みはこちら

03-6821-7560